.

ベイリーフ通信

2025年3月20日号



★CONTENTS★

直近の労働・社会関連記事一覧

★ 今年度の都道府県別健康保険料 *****page3

2025年3月からの健康保険料

★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時 ******page4

有給中に無断で働いていた従業員の対応は?

★ベイリーフの庭から (編集後記) ******* page 4

★ニュース・ラインアップ★

直近の労働新聞の記事をポイント掲載いたしました。



1. 講習 偽造修了証の回収呼掛け(2025/03/03)

千葉労働局(岩野剛局長)は、偽造された玉掛けなどの技能講習修了証が出回っているとして、事業者に回収を呼び掛けている。とくに外国人労働者の間で広がっており、同労働局が確認しただけでも 200 枚が交付されている。偽造修了証を持った労働者が県外の事業者に転職したケースもあり、全国への波及を危惧。正規の修了証を持っていない労働者に作業させた場合、事業者は労働安全衛生法違反に問われるとした。発行元の金属溶接業者については、千葉県警に刑事告発した。

2. 運輸業法改正 周知から指導に移行(2025/03/03)

東京・足立労働基準監督署(田中宏治署長)は来年度、管内に集積するトラック運送事業者や産業廃棄物処理業者に対し、近年の法改正の指導を本格化する。令和6年4月から適用された時間外労働の上限規制においては、猶予期限をまたがる期間の36協定を締結している事業者が多かったことから、6年度は法改正の周知に重点を置いてきた。「来年度は指導の時期」(同労基署担当者)と位置付け、指導を進める。管内では、5年10月施行の改正労働安全衛生規則で義務付けられた、貨物自動車への昇降設備の設置についても違反も増加していることから、さらに周知を行う。

3. 大卒・モデル賃金 非管理職 35 歳で 34.4 万円 (2025/03/10)

関西経済連合会などの関西地域 9 つの経営者団体が実施した「2024 年度標準勤続者賃金」調査によると、大卒・非管理職のモデル賃金は 35 歳 34.4 万円だった。22 歳 23.3 万円と比べて、1.48 倍の差が付いている。前年結果との比較では、20 歳代の伸び率が 5%を超えたのに対し、40 歳代は 0.9~1.7%増に留まっている。高卒・技能の非管理職の伸び率は、40 歳以上でも軒並み 3%を超え、45 歳で 3.1%増、定年直前で 4.2%増だった。

4. 努力義務 履行の「判断基準」を公布——国交省(2025/03/10)

国土交通省は 4 月からすべての荷主に課す努力義務の内容を示した「判断基準」 省令を公布した。荷待ち時間・荷役時間の短縮、積載効率の向上に向けた措置を講じ なければならないとしている。具体的には、運送先の集約や予約システムの導入、標 準仕様パレットの使用などに取り組むべきとした。4 月から順次施行となる改正物流 効率化法は、全荷主に対し物流効率化に向けた取組みの努力義務を課している。履 行確保のため、政府は今般公布した判断基準に基づき、指導・助言、調査・公表を実 施していく。

★今年度の都道府県別健康保険料★

2025年3月からの保険料

令和7年3月からの協会けんぽ健康保険料率・介護保険料率改定の都道府県別保険料が発表されました。

本年3月分(4月納付分)からの適用となります。



2025 年度の協会けんぽの全支部の平均 保険料率は今年も 10.00%となりました。

都道府県別では、佐賀県の10.78%が最大

で福島県の 9.62%が最低でした。

その差は1.34%と大きなものになっています。

以下、関東の各支部の保険料率です。

	健康保険	介護保険
千葉県	9. 79%♪	
東京都	9. 91%♪	
神奈川県	9. 92%>	1. 59%⊋
埼玉県	9. 76%>	
茨城県	9. 67%♪	

顧問先事業所様には、保険料のお知らせをメールもしくはご郵送でお知らせして おります。

控除開始は4月支給分の給与より控除開始して下さい。

健康保険ついてのご相談お気軽にどうぞ。 ベイリーフ労務管理事務所 043-222-5337

★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時 ★

第160回

有給中に無断で働いていた従業員の対応は?

- Q、当社では計画付与の有給休暇日を決め一斉に休暇を与えています。 しかしながら、知らない間に無断で会社に出社勤務していた従業員がいることが 分かりました。賃金はどうなりますか?
- A、有給休暇中に従業員が無断で働いていた場合、会社側が認識 していたかどうかで有給休暇の取り扱いが変わります。



会社側が認識していた場合は、会社が勤務させたと解釈できるため、有給休暇を 取り消して労働時間分の給与を支払います。

会社側が認識しておらず、特に指示もしていない場合は労働時間に当たらないと解釈できるため、有給休暇を取り消す義務はありません。

しかし、上司が無断出勤を黙認していれば、使用者の指揮命令下にあったとして 労働時間にあたりますが、上司が従業員の出勤を把握せず、業務上の指示も特に していなければ労働時間にはあたりません。

ただし、業務指示や命令がなくても、**事実上業務をやらなくてはならない状況であれば「黙示の指示」に該当し**、有給休暇を取り消して、労働時間分の給与を支払う必要があります。特に注意が必要です。

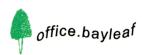
★ベイリーフの庭から★

編集後記・・・・

三寒四温といいますが、寒暖差が大きいですね。これも春が日に日に近づいている証、庭の木々も新芽が固いけれど確実に膨らんできています。

来月は新年度、入退社と業務が多くなってきます。労働保険の申告の準備も 始まります。皆様よろしくご準備をよろしくお願いします。ではでは。

発行・制作 ••••



ベイリーフ労務管理事務所

〒260-0853 千葉市中央区葛城 3-7-30 TEL 043-222-5337 FAX 043-225-1317 E-mail office.bayleaf@gmail.com https://www.officebayleaf.com